

9月10日は下水道の日です。

▶公共下水道へ接続してください

公共下水道が使えるようになった区域では、雑排水は6か月以内、くみ取り便所は3年以内に下水道接続することが義務づけられています。家庭や事業所から排出される汚水をきれいにして自然に返すため、公共下水道へ接続しましょう。

下水道が使えるようになった後、水洗便所に改造する人は、工事費に応じて融資が受けられます（付帯工事費は含まれません）。金融機関から受ける資金融資返済のうち、利子分を市が負担します。詳しくは問へお問い合わせください。

▶ 室内樹を掃除していますか

主に台所からの排水を受ける室内枠(防臭枠)は、固体物や油分が堆積し排水管が詰まりやすくなります。日頃から清掃するようにしてください。

▶絶対に流さないで!!

水に溶けない紙・オムツ・布製品などを流すと下水道本管が詰まります。絶対に流さないでください。



問 上下水道課〔東庁舎別棟〕 ☎71・2338 FAX72・2332

10月1日から

消費税率改定により 水道料金・下水道使 用料が変わります

10月1日から水道料金や下水道使用料、水道新規加入申込金は、新税率が適用されます。ただし、水道料金、下水道使用料については、新税率の適用にあたり、経過措置があります。

- 偶数月検針地域については、10月20日検針分(9・10月分)まで消費税率は8%となります。
 - 奇数月検針地域については、11月20日検針分(10・11月分)まで消費税率は8%となります。
 - 令和元年(2019年)10月1日以降に使用を開始する水道料金、下水道使用料については新税率の10%が適用されます。

問 上下水道課（東庄全別種）

71-2351 FAX 72-2332

とつさの行動や的確な行動が難しい場合があります。インターネットなどの情報収集が難しいため、情報が届きにくい人がいます。

障がい者

目に見える障がいだけでなく、視覚・聴覚・内臓疾患などの目に見えない障がいがある人がいます。避難所などで食料配付の連絡が口頭でなされた場合、聴覚障がい者に伝わらず、食事ができないことも想定されます。

外国人

日本語でのコミュニケーションが難しく、現在の状況やどう行動すればよいのかわからない人がいます。

女性

避難所に仕切られた授

災害発生時・避難所など
での長期にわたる生活においては、高齢者・障がい者・
外国人・女性・子どもなど
は、特に人権に配慮が必要です。災害時だからこそ気
を付けなければならないことについて一緒に考えま
しょう。

乳・更衣スペースがない、女性用の物干しスペースがない、夜間の照明がないなど、女性に対する配慮が欠けてしまうことがあります。この場合、プライバシーの保護や防犯対策に配慮する必要があります。

人
権
シ
リ
ー
ズ

シヨンをとり、住民同士のつながりを深めておくことで、災害時であっても安心感を得られることができます。地域の防災訓練、要配慮者支援体制の構築などを通じ、「一人ひとりの人の権に配慮しながら、どのような対応をすればよいのか」日頃から考え、地域全体で支え合う仕組みづくりに努めましょう。